

公益財団法人郡山市文化・学び振興公社郡山市民文化センター主催公演の障がい者割引に関する取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は公益財団法人郡山市・文化学び振興公社郡山市民文化センター(以下「文化センター」という。)の主催する公演で、介助者の同行により鑑賞機会を得られることができる障がい者を支援するにあたり、入場券(文化センター主催公演の入場券に限る。以下同じ)障がい者割引の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 公演の鑑賞にあたり、介助者の同伴を必要とする障がい者のうち次に掲げるもの(以下「対象者」という。)を対象とする。

- (1) 身体障害者手帳の所持者で、その障害の程度が1級のもの
- (2) 精神障害者保険福祉手帳の所持者で、その障害の程度が1級のもの
- (3) 療育手帳の所持者

(障がいの確認)

第3条 対象者の確認は、障がい内容を確認できる障害者手帳及び障害者手帳アプリケーション等で行い、販売履歴として氏名、障害名、座席番号を記録する。販売履歴は、公演の終了後速やかに消去又は廃棄する。

(割引内容)

第4条 対象者と同伴する介助者1名(介助者が2名以上いるときは、1名に限る。)の入場券の料金を半額に割引し、対象者と介助者の入場券2枚セットの場合に限り割引とする。

(入場券の対応)

第5条 販売した入場券には、障がい者または介助者を認識できる印を押印し販売する。

(割引の取消)

第6条 販売後、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、文化センターは直ちに割引を取り消すことができる。

- (1) 対象者の内容に虚偽の事実が判明したとき
- (2) 対象者が第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき

附則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。